

地域計画

案

策定年月日	令和6年7月31日
更新年月日	令和8年6月30日 (第1回)
目標年度	令和14年度
市町村名 (市町村コード)	高島市 252123
地域名 (地域内農業集落名)	今津地域 井ノ口地区 (井ノ口)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	24.8 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	24.8 ha
② 田の面積	24.8 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	0.0 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	3.0 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	3.0 ha
(参考) 区域内における70才以上の農業者の農地面積の合計	3.5 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	【変更】 ⑤ 2.9ha → 3.0ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。
 2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。
 3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。
 4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。
 5:(参考)の区域内における70才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。
 6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

井ノ口地区には荒廃農地は無く、主に(株)なごみ(法人農業経営体)と主業農家の采野哲が大部分の面積を耕作している。自給的農家を含めたその他の農家の耕作地についても順次2経営体に集積していく見込みである。
 他集落からの入り作農家とは今後も意思疎通を図り井ノ口地区内の耕作地が適切に利用されるようにする。
 農業用施設の状況については、圃場整備から45年以上が過ぎ老朽化が進んでいる。特に用水路の全面的な更新が必要な状況であり、今津東部土地改良区が中心となり進めている用水路の改修事業の早期着工が望まれている。
 農業用機械の共同利用の状況については(株)なごみと采野哲で農業用機械の共用が進んでいる。また作付品目や品種の調整が進み農作業の省力化を図っている。
 ただし、近年の急速な農業用機械・燃料・肥料・農薬の高騰が経営を圧迫しており、大きな問題となっている。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

高付加価値な農産物の生産と販路開拓が所得向上には必須である。井ノ口地区では有機農産物の栽培面積を拡大している。今後は輸出向けの水稻栽培も計画している。転作作物として麦・大豆の生産の省力化と多収技術を積極的に導入している。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
(株)なごみと采野哲の2経営体で作付品目や品種の調整を進め、農用地の効率的な利用をすすめる。その他の農家は現状維持につとめ、将来的には協議のもと、農地中間管理機構への貸付を進めて農地の集積を図る。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	80 %	将来の目標とする集積率	95 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
団地化が進んでいるエリアもあるため、今後も中間管理機構を活用し、担い手が耕作しやすいよう集約化を進め、団地面積を拡大していく。			

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。